

国保から制度改正のお知らせです!

平成30年4月から

国保の運営に都道府県が 加わりました!

現在、国民健康保険制度（国保）は市区町村それぞれが保険者となって運営していましたが、平成30年4からはその運営に都道府県も加わりました。



なぜ、都道府県が 国保の運営に加わるのですか?

国保が抱えている3つの財政的問題

- ①「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- ②「所得水準が低く保険税の負担が重い」
- ③「財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多い」



を解消するためです!

新しい国保財政のしくみで

橋本市と県が協力して 国保の運営をします!

県と協力して国保を運営することで、市民のみなさんへの保健事業サービスの拡充や保険税負担の見直しなど、より満足していただける国保を築いていくことができます。

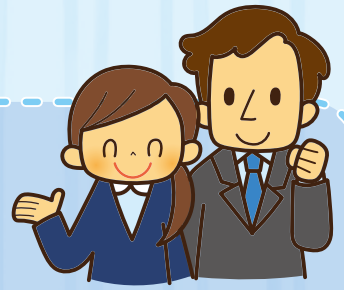
橋本市が保険税を 賦課・徴収します!

県が決めた標準保険税率などを参考に、橋本市が保険税算定方式や予定収納率に基づき、保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。

橋本市の財政が安定し、国保を将来にわたって
守っていくことができます!

新しい国保における

和歌山県と橋本市の役割



県の役割

- 財政運営の責任主体
- 国保運営方針に基づき、事業の効率化・標準化・広域化を推進
- 市町村ごとの標準保険税率を算定・公表
- 保険給付費等交付金の市町村への支払い

県が安定した財政運営や効率的な事業運営を確保します！

橋本市の役割

- 国保事業費納付金を県に納付
- 資格を管理（保険証などの発行）
- 県が決めた標準保険税率等を参考に保険税率を決定
- 保険税の賦課・徴収
- 保険給付の決定・支給

資格管理や保険税の賦課・徴収などの身近な窓口は、引き続き橋本市です！

高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されます！

平成30年4月からは、同一都道府県のほかの市区町村へ転居した場合でも資格は継続します（保険証は転居後の市区町村で改めて交付します）。

これに伴い、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、同一都道府県のほかの市区町村への転居で、転居後も同じ世帯であることが認められたときは、資格は継続しているため、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

〔例〕	6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月			
	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目				
これまで	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目				
平成30年4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目	16回目	17回目	18回目	19回目	20回目				

● 平成30年4月から、同一都道府県の市区町村間で住所を異動した月は、異動前と異動後の限度額がそれぞれ2分の1となります。

届け出や保険税の納付などはこれまでどおりです！

財政運営のしくみは大きく変わりましたが、みなさんの医療の受け方は変わりません。保険税もこれまでどおりお住まいの橋本市に納めます。また各種申請や届け出なども、これまでどおりお住まいの橋本市の担当窓口でできます。



国保に関するお問い合わせは、平成30年4月以降も引き続きお住まいの橋本市の担当窓口にてください！

◎制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。



ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
KH014390-S18